

町有財産の処分について

公共事業資金に充當の爲左記の通り、町有財産を処分するものとする。

記

一 処分する財産（三朝財産区所有）

三朝町大字三朝字下河原三四七、一宅地 一三^坪〇八

三朝町大字三朝字下河原三四七、五宅地 二五^坪〇〇

二 処分の方法

随意契約により売却する。

三 契約の相手方

東伯郡三朝町大字三朝二九三、一 小林昭三

東伯郡三朝町大字三朝三一四、一 松原為治

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾高月卅日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄

